

市有地売払い（公募抽選）  
参加説明書

令和 7 年 10 月

坂出市総務部財務課

## 目 次

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 物件一覧 .....            | p 2 |
| 2. 申し込みの方法 .....         | p 2 |
| (1) 申込期間                 |     |
| (2) 申込区画                 |     |
| (3) 必要書類                 |     |
| (4) 申込先                  |     |
| (5) 参加できない方              |     |
| 3. 抽選 .....              | p 4 |
| (1) 抽選の日時、場所             |     |
| (2) 持参品                  |     |
| (3) 当選者の決定               |     |
| 4. 契約、支払い .....          | p 5 |
| (1) 契約保証金                |     |
| (2) 売買契約                 |     |
| (3) 代金の支払い               |     |
| 5. 引渡し、所有権移転 .....       | p 7 |
| (1) 物件の引渡し               |     |
| (2) 所有権移転登記              |     |
| 6. その他の注意事項 .....        | p 7 |
| 7. 売却に至らなかった物件について ..... | p 8 |

## 1. 物件一覧

今回、公募抽選による売払いを行う物件は、下記のとおりです。

| 物件<br>番号 | 所在地                            | 地目 | 面積<br>(㎡) | 建ぺい率<br>(%) | 容積率<br>(%) | 売払い価格<br>(円) | ㎡単価<br>(円) | 所管課       |
|----------|--------------------------------|----|-----------|-------------|------------|--------------|------------|-----------|
| 1        | かわつちようあざやまだ<br>川津町字山田4066 番 15 | 宅地 | 173.53    | 60          | 200        | 1,221,651    | 7,040      | 都市<br>整備課 |

## 2. 申し込みの方法

### (1) 申込期間

公募抽選の申し込みができる期間は、下記のとおりです。

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで

※受付時間は午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の受付は行いません。

### (2) 申込区画

申し込みができる区画の数は、1世帯につき1物件までです。法人の場合（本店、支店は同一法人とみなす）も同様です。

### (3) 必要書類

申し込みにあたり必要な書類は、下記のとおりです。

- ・ 公募抽選参加申込書
- ・ 誓約書
- ・ 市区町村税の全税目について滞納がないことを証する市区町村長の証明書
- ・ 世帯全員の住民票の写し（法人にあつては法人登記簿全部事項証明書（現在事項））

- ・印鑑登録証明書（法人にあつては印鑑証明書）

なお、証明書類につきましては、公布の日から 1 か月以内のものを提出してください。

#### （４）申込先

下記の場所までお持ちいただくか、簡易書留にてお送りください。ただし、簡易書留の場合は、上記申込期間内に到達するように送付してください。

〒762-8601

坂出市室町二丁目 3 番 5 号

坂出市財務課管財係（坂出市役所本庁舎本館 2 階）

#### （５）参加できない方

以下に該当する方は公募抽選への参加ができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定のある者
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者で、その事実があった後 2 年を経過していない者
- ③ 前号に該当する者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
- ④ 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ⑤ 市区町村税の全税目のいずれかに滞納がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77

号) 第2条第2号に規定する暴力団および下記に該当する者

- ・暴力団関係者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持および運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
  - ・自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図るためまたは第三者に債務の履行を強要し、もしくは損害を加えるため、暴力団または暴力団関係者を利用したと認められる者
  - ・暴力団または暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、または便宜を供与したと認められる者
  - ・暴力団または暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる者
  - ・暴力団または暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団または暴力団関係者と下請契約または資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められる者
  - ・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役職員または構成員

### 3. 抽選

#### （1）抽選の日時、場所

同一物件に、資格を有すると認める公募抽選参加申込者が2人以上ある場合は、くじ等の公正な方法による公開抽選で当選者を決定します。その抽選会の日時と場所は下記のとおりです。

日 時：令和7年11月17日（月）午後3時より

場 所：坂出市役所 本庁舎本館3階 中会議室1

## （2）持参品

抽選会には以下の物をお持ちください。

- ・公募抽選参加申込書の写し

（抽選となった場合、案内状とともに市より郵送いたします。）

- ・委任状

（法人において代表権のない方や、個人の方でやむを得ず代理人が抽選を行う場合）

## （3）当選者の決定

抽選により当選者および補欠者1名を選定いたします。補欠者は当選者が当該物件の購入を辞退した場合に、当選者としての資格を有するものとします。

なお、同一物件に資格を有すると認める公募抽選参加申込者が1人のみの場合は、抽選は行わず、その者を当選者とします。

当選者には、口頭または市有地売却決定通知書により、当選を通知します。

## 4. 契約、支払

### （1）契約保証金

当選者は、売買契約締結と同時に、納入通知書等により、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付しなければなりません。なお、

契約保証金の受け入れ期間について、利子は付しません。

## (2) 売買契約

当選者は、当選決定の通知を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に、売買契約の締結をしなければなりません。期間内に契約が締結されない場合には、売払いの決定を取り消す場合があります。この場合、上記契約保証金は市に帰属するものとし、当選者には返還されません。

契約の締結にあたっては、下記の書類が必要です。

- ・ 上記契約保証金に係る領収書（提示のみ）
- ・ 契約書に添付する収入印紙（契約金額により額面が異なります）
- ・ 所有権移転登記に必要な登録免許税相当分の収入印紙（契約金額により額面が異なります）および住所証明書
- ・ その他契約担当者が契約履行上必要とするもの

なお、これらの収入印紙および履行に関して必要な一切の費用は、当選者の負担といたします。

## (3) 代金の支払い

当選者は、契約締結の日の翌日から起算して 30 日以内に、売買代金の全額を納付しなければなりません。この際の売買代金については、契約締結前に納付された契約保証金を充当できますので、実際に納付していただくのは、売買代金から契約保証金を引いた金額になります。

もし、期限までに売買代金の支払いが行われない場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金については既に支払われた売買代金の一部として市に帰属することになり、返還されません。

## 5. 引渡し、所有権移転

### (1) 物件の引渡し

当該物件の所有権については、売買代金の完納をもって移転するものとし、直ちに引き渡しが行われます。

### (2) 所有権移転登記

所有権移転後、すみやかに本市による所有権移転登記手続きが行われます。登記の完了後、契約者には本市より登記識別情報が交付されます。

## 6. その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現況のまま行いますので、必ず事前に現地の確認をし、状況を承知のうえ公募抽選に参加してください。契約後、隠れた瑕疵が発見された場合でも、本市は責任を負いません。

(2) 住宅等建築物を建築するにあたっては、建築基準法等各種法令の規制や開発負担金が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。

(3) 当選者の売買契約に関する予約完結権の譲渡はできません。

(4) 公募抽選及び契約について、この説明書に記載しているもの以外のことについては、地方自治法、同施行令、坂出市契約規則、坂出市公有財産管理規則及び坂出市市有地売払い要綱に基づいて行われます。

(5) 敷地内におけるゴミや埋設物が存在した場合の撤去及びその費用負担は、買受者にて行ってください。また、越境物が発見された場合の相隣関係との協議についても、全て買受者にて行ってください。

(6) 公募抽選物件の土壌汚染調査及び地盤等に関する調査は、実施していま

せん。もし住宅等建築の際に地盤改良工事が必要となった場合の施工及びその費用負担は、買受者にて行ってください。

(7) 各種供給処理施設（電気、電話、上下水道等）の利用にあたっては、各供給機関と十分協議してください。利用者側において必要な工事がある場合の施工及びその費用負担は、買受者にて行ってください。

## 7. 売却に至らなかった物件について

公募抽選により売却に至らなかった物件については、下記の期間において、公募抽選の売払い価格と同一の価格にて、先着順による売払いを行います。

**令和7年12月1日（月）から令和8年7月31日（金）まで**

※受付時間は午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始の受付は行いません。

※先着順による売払いの詳細については、別に説明書を用意します。